

市からのお知らせ



あなたの一票を 尾道市政へ 投票日は4月26日(日)

間近に迫った 尾道市議会議員ー 般選举 · 尾道市長選挙

あなたの一票を尾道市政に活か すため、みんなそろって投票しま しょう。投票日に仕事の都合などで 投票所へ行くことができない人は、 期日前投票をすることができます。

詳しくは、広報おのみち3月号14・15頁 をご覧いただくかお問い合わせください。 なお、次に該当する人は、4月13

日(月)以降に入場券を郵送します。

◎平成7年(1995年)4月27日まで に生まれた人で、今年1月18日ま でに尾道市に転入届をし、引き続 き尾道市へ居住している人で新 しく選挙人名簿に登録された人

■選挙公報

市議会議員選挙・市長選挙では選 挙公報を発行します。選挙公報は、 中国、朝日、読売、山陽、毎日、産経、 日本経済の各新聞に折り込みます。

なお、折り込み予定日は、4月22 日/水です。これらの新聞を購読して いない人は、申し出により郵送等で 各世帯へ送付します。(今までの選 挙の時、申し出のあった人は、不要 です)

選挙公報設置場所 市役所総合案 内所、市役所各支所、不在者投票 指定施設、IA各支所、各漁協、各公 民館、選挙管理委員会事務局

■市議·市長選投開票速報

市ホームページに市議・市長選の投開 票速報を掲載します。市選挙速報用ホー ムページよりアクセスしてください。

投票中間速報 9:00過ぎから2時 間おきに

投票結果 結果確定後

開票中間速報

【市長選】22:15過ぎから30分おきに 【市議選】22:45過ぎから30分おきに

開票結果 結果確定後

- **間**選挙管理委員会事務局(☎0848-38-9258) 市選挙速報用ホームページ
- http://www.senkan-onomichi.jp/

|固定資産税・都市計画税の 納期限等

■固定資産税·都市計画税の納税通知

平成27年度固定資產稅‧都市計画 税の納税通知書および課税明細書 は、5月中旬に発送予定です。

納期限

【第1期】6月1日(月)【第2期】7月31日(金) 【第3期】9月30日冰【第4期】12月25日金

■固定資産税縦覧帳簿の縦覧等

縦覧期間 実施中~6月1日(月)

8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

- ※課税台帳(名寄帳)の閲覧は、縦覧 期間中は無料です。
- ※詳しくは広報おのみち3月号12 頁をご覧ください。

間資産税課

(☎0848−38−9162·0848−38−9164) 因島瀬戸田資産税係

(20845 - 26 - 6228)

引越しの際は、住民票の異動も忘れずに

- ○住民票の異動の届出(転出届·転入届·転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- ○今年10月以降、「マイナンバー」が住民票の住所に通知されます。

※マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きの際に必要となる重要な番号です。



<マイナンバー制度導入の3つのメリット>

①行政の効率化~手続きが正確で早くなる~ 行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

②国民の利便性の向上~面倒な手続きが簡単に~ 申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

③公平・公正な社会の実現~給付金などの不正受給の防止~ 行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

正確な住所の登録が必要です!

入学・就職・転勤等で引越しをし、住所を異動する人は、住所変更の届出を行ってください。

◎他の市区町村に転出・転入する場合

引越前の市区町村 [転出前に] 転出届を提出して転出証明書を受け取る

◎尾道市内で転居する場合

本庁市民課か各支所 転居届を提出

引越先の市区町村 転出証明書を添えて転入届を提出

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

必要なもの 届出人の本人確認書類(運転免許証・住基カード・パスポート・保険証など)、委任状(本人か世帯主以外の人が代 理で届出する場合)、国民健康保険・介護・後期高齢などの各種保険証

※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要です。

※届出について不明な点は、事前にお問い合わせください。

間市民課(☎0848-38-9102)

芸術

相

水道局の「料金・検満メーター 取替業務」を委託しています

平成27年度の受託事業者は、次の とおりです。

①料金業務

委託事業者 フジ地中情報㈱広島支店 委託期間 4月1日(水)~平成28年 3月31日(木)

委託内容 電話·窓口業務、閉開栓 異動業務、検針業務、調定·請求業 務、収納·還付業務、滞納整理業務

②検満メーター取替業務

委託事業者 尾道管工事協同組合 委託期間 4月1日(水)~平成28年 3月31日(木)

委託内容 有効期限満了となる水 道メーターの取替業務

※業務従事者は、水道局発行の「名 札 |と「業務委託受託者証 |を携帯 していますので、不審な場合は提 示を求めるか、水道局へお問い合 わせください。

圆①水道局庶務課(☎0848-37-9300) ②水道局工務課(☎0848-37-9302)

毎月1日は 「門前清掃の日」です~

【尾道·御調·向島地区】 圖清 掃 事 務 所 (20848-48-2900) 【因島地区(原·洲江含む)】 圆 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432) 【瀬 戸 田 地 区】 圆南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

ゴールデンウィークの「ごみ収集」のお知らせ

昭和の日		水曜日が「容器包装プラスチック」の地
4 月29日(祝)		域のみ収集 ※その他はお休みです。
みどりの日	尾道地域	月·木曜が「もやせるごみ」の地域のみ収集
5月4日〜	向島町·御調町	※その他はお休みです。
こどもの日		火·金曜が「もやせるごみ」の地域のみ収集
5月5日祝		※その他はお休みです。
振替休日	尾道市全域	※収集はお休みです。
5月6日(水)	尼 坦川王	

※因島・瀬戸田町は、ゴールデンウィークの収集はお休みです。 ※ごみの持込受付は、ゴールデンウィークはありません。

※4月29日祝御調町は通常通り収集します。

尾道地域・シティクリーニングの日程

尾道市シティクリーニング連絡協議会と地区公衆衛生推進 協議会では、次の日程でシティクリーニングを実施します。 住民の皆さん積極的な参加をお願いします。

5月10日(日)	土堂·三成·高須·浦崎·西藤·木ノ庄西·木頃
5月17日(日)	栗原·栗原北
5月31日(日)	吉和
6月7日(日)	向東·山波·日比崎·百島
6月14日(日)	久保・筒湯・長汀・新高山・木ノ庄東・原田

※御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町地域は従来の方法で実施 します。

問尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

ごみ収集のお休みについて説明します。

基本的に土・ 日・祝日は、お 休みです。

例外的に祝日・振 替などで、休みが 2週続く場合は 収集を行います。

ただし、「もやせるごみの日」が 「祝日・振替休日」と重なる地域 は、衛生的な処理のため、収集を 行っています。

尾道地域・向島町・御調町では4 月29日例のように、翌週の例も 振替休日で、休みが2週続く場合 は収集を行っています。

ご理解・ご協力をお願いします。

4月の「休日」のごみ持込受付

25日(±)	御調清掃センター	8:30~11:00
	尾道市クリーンセンター	
26日(日)	南部清掃事務所	8:30~12:00
	瀬戸田名荷埋立処分地	

7月から因島地域の古紙・ペットボトルの 持込場所が変わります

【変更前】因瀬クリーンセンター → 【変更後】因島リサイクルセンター

固南部清掃事務所

(☎0848-48-2212)10:00~16:30/月·祝日休館

4/19(日)	イスの布力バー張り替え教室・自転車かんたん修理教室	5月の出張販売	
13:30~	費用:100円(イス)、実費(自転車) 定員:5人 持参物:イスの張り替え用布、修理用自転車など	5 / 2 出 市民センターむかいしま (10:00~15:00)	
4/21火	プリザーブドフラワーでつくる母の日のバスケットアレンジ	5 / 8 金) 道の駅クロスロードみつぎ(10:00~15:00)	
10:15~12:00	費用:1,100円 定員:10人 持参物:はさみ	5 / 12火) 因島総合支所前駐車場 (10:30~15:00)	
4/22(水)	トールペイント初心者コース	5 / 13(水) 瀬戸田市民会館前駐車場(10:30~15:00)	
10:15~12:00	費用:300円 定員:10人 持参物:エプロン	5 / 22金) ゆきひろメイト店 (9:30~12:00)	
4/22(7K)	EMボカシ・EM活性液講習会		
13:30~14:30	費用:無料 定員:10人 持参物:米のとぎ汁(活性液)	リサイクル教室「布の小物をつくろう」	
5/1金	天ぷら油から石けんをつくろう	↑ 費用:350円 - 持参物:裁縫道具 │ 時間:御調·向島·メイト10:30~、因島·瀬戸田13:15~	
10:30~12:00	費用:200円 定員:10人 持参物:ビニール手袋	時间・御前・内島・グイト10.30~、四島・瀬戸田13.13~	
5/7休)	ダンボールで生ごみを堆肥にしよう	「平成27年度のリサイクルセンター利用申請受付中」	
13:30~14:30	費用:600円 定員:10人 持参物:ダンボール2個	売り場スペースを行う場合は、利用申請が必要です。	
「平成27年度のリサイクルセンター市民工房登録者募集中」		申請料···無料 持参品···身分証明書	
	L工房・自転車工房)を利用するには、登録が必要です。	※市内在住か通勤・通学者が対象です。	
登録料…300円	持参品…印鑑、身分証明書 ※市内在住か通勤通学者が対象です。		



空店舗等活用支援事業の募集

■圓瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2210)

瀬戸田地区の商店街等で使われていない空き店舗・空き 家に新たに出店・開業しようとする事業者に助成します。

補助金額 補助対象に係る経費の2分の1以内の額と し、上限250万円(千円未満の端数は切捨)

対象 事業主となる個人、中小企業者、NPO法人

補助対象 瀬戸田歴史的風致地区にある空き店舗・空 き家を活用して新たに出店開業する経費のうち店舗 部分の施設改修、備品購入の一部

※交付要件等、詳しくはお問い合わせください。

鳥獣防護さく等設置事業

■ 圖農林水産課(☎0848-38-9473)、御調支所まちおこし課(☎ 0848-76-2922)、向島支所しまおこし課(☎0848-44-0112)、 因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6211)、瀬戸田支所しま おこし課(20845-27-2212)

農作物をイノシシや鳥による被害から守るため、防 護さく等の購入について補助金を交付します。

補助金額

- ■農林業者(個人)に対する補助 補助対象事業に要す る経費の3分の1または3万円のどちらか低い額
- ■2戸以上の農林業者(隣接する2筆以上の農地を囲む 場合)に対する補助 補助対象事業に要する経費の2 分の1か7万円のどちらか低い額
- ※千円未満は切捨て。ただし、補助金交付申請は1年度 1回までです。

対象 市内に農林地を有する農林業者

※捕獲わなについては、わな猟狩猟免許を有する農林業者。

補助内容

- ①防護さく(トタン・溶接金網)の購入費用
- ②電気さく(電気さく器、伝導線、ポール等をセットに した防護さく)の購入費用
- ③防鳥ネットの購入費用
- ④捕獲わな(箱わな)の購入費用
- ※工事費は事業費に含みません。

申請方法 農林水産課、市各支所か農協各支店にある 申請書類を提出

※詳しくはお問い合わせください。

市民活動支援事業の提案募集 ~若者チャレンジ創設しました~

申問政策企画課(☎0848-38-9435)

市民の皆さんによるまちづくり活動を補助金の交 付で支援しています。

■活動育成部門

補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上限額初年度 100万円、2年度75万円、3年度50万円)の最長3年まで 提案方法 5月15日金までに、所定の様式により提案 (後日公開プレゼンテーションを実施)

■活動スタート部門

●一般

補助金額 補助対象経費の60%以内(上限15万円1年のみ) 提案方法 9月30日(水)までに、所定の様式により提案 (随時書類審査を行い決定)

●若者チャレンジ

※代表者を含む40歳以下の構成員の割合が半数を超 えること。

補助金額 補助対象経費の75%以内(上限15万円1年のみ) 提案方法 9月30日休までに、所定の様式により提案 (10月1日休)以降に書類審査により決定)

※詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問 い合わせください。

小型浄化槽設置整備事業補助金 面間下水道課(全0848-38-9232)、因島総合支所市民生活課(全0845-26-6201)、瀬戸田支所住民福祉課(全0845-27-2211)

■補助金額

	浄化槽の人槽	改築	新築			
	5 人槽	332,000円	166,000円			
l	7 人槽	414,000円	207,000円			
	10人槽	548,000円	274,000円			

受付条件

- ◎浄化槽工事を行っていないこと
- ◎自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの (ただし、店舗などを併設するものも含むが補助は 住宅部分を対象)
- ◎工事が平成28年3月15日(火までに終了すること
- ◎補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請す ること

補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません)

公共下水道認可区域、漁業集落環境整備事業区域、 農業集落排水事業整備区域

- ※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処 理している区域は対象外です。
- ■浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排 水をきれいにしています。

浄化槽を管理している人には、浄化槽法により、保守点 検・清掃・法定検査が義務付けられています。年に1回行う 法定検査には効率化検査とガイドライン検査があり、平 成27年度は効率化検査(小型合併浄化槽5,000円、単独浄化 槽5,000円)を行います。

浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は下水道課 に届出をしてください。

談

情報アラカルト

家庭の汚水は公共下水道へ~排水設備設置費用一部を補助~

公共下水道の使用が可能な区域にお住まいの人は、生 活排水を衛生的に排除するため、早期に下水道への接続 工事をお願いします。なお、接続工事は尾道市公共下水道 排水設備指定工事店でなければ行うことができません。 見積りや工事は指定工事店に依頼してください。

下水道が利用できる地域 東・西御所町、土堂一・二丁 目、十四日元町、久保一·二·三丁目、尾崎本町、新高山 一・二・三丁目、天満町、山波町、東尾道、高須町、御調町 ※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。詳 しくは、下水道課か指定工事店にお問い合わせください。

■補助金額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	80,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円

供用開始後3年以内に公共下水道に接続する場合 には、排水設備の設置費用の一部を補助する補助金制 度を利用することができます。

■ 固下水道課(☎0848-38-9232)

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象になりません。

- ①市税および市の各種徴収金等を滞納している場合
- ②当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ③認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ④公共下水道に接続している既設の排水設備の改築 および増築工事を施工する場合

■公共下水道を正しく使いましょう

公共下水道は生活環境をよりよくするための公共 の財産です。下水道に汚水を流すときには、利用する 人が注意して、大切に正しく使用してください。

【注意してほしいこと】※浄化槽についても同様です。 次のものを流さないようにしましょう

水洗トイレでトイレットペーパー以外のもの、台所 で、野菜くずや残飯・てんぷら油やサラダ油の廃油、合 成洗剤、シンナー、アルコールなど揮発性の高い危険 物や土砂や木片、ビニール類など

国の中小企業・小規模事業者向けの補助金

周尾道商工会議所(☎0848-22-2165) 因島商工会議所(☎0845-22-2211) 尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

中小企業・小規模事業者の皆さんの補助金申請にか かる手続きを支援します。

■ものづくり・商業・サービス革新補助金

補助金額 補助対象に係る費用の3分の2(上限あり) 補助対象 新しい商品・サービスの開発や業務プロセ スの改善、新しい販売方法の導入、共同体で行う設 備投資など事業革新への取り組み

応募期限 5月8日金

■小規模事業者持続化補助金

補助金額 補助対象に係る費用の3分の2(上限あり) 補助対象 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体 となって行うチラシ作成や商談会参加など販路開 拓への取り組み

応募期限 5月27日(水)

- ※詳しくは管轄の商工会議所・商工会へお問い合わせ ください。
- ※申請には支援機関の確認書などが必要となるため、 早めにご相談ください。

中小企業者の皆さんへ~有利な制度をご利用ください~ 市の中小企業融資制度

園園商工課(☎0848-38-9182)、市中金融機関、尾道商工会議所(☎0848-22-2165)、因島商工会議所(☎0845-22-2211) 尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)、尾道しまなみ商工会御調支所(☎0848-76-0282) 尾道しまなみ商工会瀬戸田支所(☎0845-27-2008)

保証料特別補助金交付制度を延長しました!

対象 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む 納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

◆ここが有利です◆ 本制度では、市が信用保証料の一部を負 担し、信用保証協会所定の料率より低い料率(所定の料率 0.45%~1.9%が0.32%~1.0%)を設定しています。さらに、 一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補 助する制度(保証料特別補助金交付制度[※1])もあります。

融資制度の種類 (平成27年4月1日現在)

事業協同組合等2,800万円 (内据置1年以内)

Ι.		C 11- 51-54	. 1=777	1,		
	資金	金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
	運	普通貸付	会社·個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.1%以下 (1.7%以下) 長期年2.3%以下 (1.9%以下)	所定の信用保証料率 0.45%~1.9% うち
	運転資金	小口貸付	会社·個人 500万円	7年以内 (内据置6カ月以内)	短期年2.0%以下 (1.6%以下) 長期年2.3%以下 (1.9%以下)	本人負担分 0.32%~1.0% ※所定の料率から本人 担分へ引き下げた部 は市が負担。
	Ē	设備	会社·個人2,500万円	10年以内	年2.3%以下	※さらに本人負担分

(1.9%以下)

◎運転資金普通貸付と小口貸付を併用する 場合は、普通貸付の融資限度額内とする。 ○融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用

保証協会の保証付きの場合に適用する。 ◎短期とは1年以内を、長期とは1年を超え て融資期間内をいう。

信用保証協会所定の方法による

[※1]尾道市中小企業融資保証料 特別補助金交付制度

資金

対象 尾道市中小企業融資制度において500万円以下の運転資金を利用した事業者 補助内容 事業者が負担した信用保証料に相当する額(千円未満の端数は切捨)※期間中1事業者につき1回限り。 適用期間 平成25年4月1日~平成28年3月31日の融資実行分を対象

補助する制度あり。

国民健康保険~医療保険に正しく加入していますか~

職場の医療保険(健康保険や共済組合など)の加入者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の被保 険者などを除いたすべての人は、国保の加入者(被保険者)となります。

■国保に加入するとき必要なもの[14日以内に届け出を]

他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
職場の健康保険を喪失したとき(被用者	職場などの健康保険を喪失した証明書(資格喪失証明書)、印鑑、雇用保険受給資
保険の被扶養者となれる場合は、国保で	格者証(非自発的失業者に該当する人)
はなく被用者保険に加入してください)	
健康保険の被扶養者からはずれたとき	職場の被扶養者をはずれた証明書(資格喪失証明書)、印鑑
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑

■国保を脱退するときは必ず届出が必要です

次の場合は、国保を脱退する届出が必要です。自動的に国保の資格がなくなることはありません。ただし、後期 高齢者医療制度に移行する被保険者の届出は不要です。

※資格が切れた保険証を使用されると、医療費(国保負担分)を全額返還していただく場合があります。

ほかの市町村に転出するとき	保険証、印鑑	
職場の健康保険に加入したとき	- 国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑	
職場の健康保険の被扶養者になったとき		
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、喪主の口座を確認できるもの、印鑑	

■その他の手続き

住所・名前・世帯主等が変わったとき	保険証、印鑑
就学のため市外に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(学生証)、印鑑
保険証を紛失したとき	本人確認書類等、印鑑

圆保険年金課(☎0848-38-9142)

国民年金~このような時には手続きを~

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、老 齢・退職年金受給者を除き、すべて国民年金に加入し、 保険料を納めなければなりません。国民年金に加入す る手続きを忘れたり、保険料を納め忘れると、将来年 金が受け取れない・額が少なくなることのほか、事故 や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられな い場合があります。

次のようなときには、届出が必要です。

- **20歳になったとき** 厚生年金・共済組合加入者、第3 号被保険者以外の人が20歳になったときは、国民年 金被保険者資格取得の届出を行ってください。
- **会社を退職したとき** 60歳になる前に会社などを退職 したとき(厚生年金や共済組合の被保険者でなく なったとき)は、会社を退職した翌日から国民年金に 加入しなければなりません。

配偶者の扶養でなくなったとき 配偶者の退職や65歳到 達または本人の収入増加などにより、配偶者の扶養でなくなっ たときは、第1号被保険者への種別変更の届出が必要です。

保険料を納めることが困難な場合 本人・配偶者・世 帯主の所得が一定額以下のとき、申請により保険料の 全額または一部が納付免除となります。なお、一部免除 の場合、免除にならなかった部分は納付が必要です。

30歳未満の学生以外の人で、本人と配偶者の所 得が一定額以下のとき、申請をして承認を受けれ ばその期間の保険料を後払いできる若年者納付猶 予制度があります。

学生の場合、本人の前年の所得が一定額以下のと き、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険 料を後払いできる学生納付特例制度があります。 なお、免除申請(全額免除や一部免除、若年者納付猶予、学生 納付特例)は、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで行うこと ができます。 圓保険年金課(☎0848-38-9135)

より 見い 景観 がのtae

- ●屋外広告物(看板)の設置工事は、 屋外広告業の登録業者へ依頼してください
- Q 屋外広告業とは何ですか。
- ▲ 屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示すること を業として行う営業を言います。(元請け、下請けは問いません。) 設置工事を請け負わない広告代理業や広告 物の印刷、製作を行うだけの場合は、屋外広告業に該当しません。

市内で屋外広告物を表示・設置しようとするときは、県の登録を受けた業者に依頼してください。(登録業者 一覧は県ホームページをご覧ください。)

- **申**問まちづくり推進課(☎0848-38-9223)
- ■http://www.pref.hiroshima.lg.jp(「屋外広告業」で検索)

